

土地改良事業計画設計基準・設計「ポンプ場」(平成30年5月版)の正誤内容

(令和元年12月分)

ページ・行	誤				正			
<p>p.608 表-13.29</p>	<p>表-13.29 地域別補正係数 Cz</p>				<p>表-13.29 地域別補正係数 Cz</p>			
	<p>地域区分</p>	<p>補正係数 Cz</p>	<p>対 象 地 域</p>		<p>地域区分</p>	<p>補正係数 Cz</p>	<p>対 象 地 域</p>	
	<p>A</p>	<p>1.0</p>	<p>(一)</p>	<p>(二)、(三)に掲げる地方以外の地方</p>	<p>A</p>	<p>1.0</p>	<p>(一)</p>	<p>(二)、(三)に掲げる地方以外の地方</p>
	<p>B</p>	<p>0.85</p>	<p>(二)</p>	<p>北海道のうち札幌市、函館市、小樽市、室蘭市、北見市、夕張市、岩見沢市、網走市、苫小牧市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、三笠市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、富良野市、登別市、恵庭市、伊達市、北広島市、石狩市、北斗市、石狩郡、松前郡、上磯郡、亀田郡、茅部郡、二海群、山越郡、檜山郡、爾志郡、久遠郡、奥尻郡、瀬棚郡、島牧郡、寿都郡、磯谷郡、虻田郡、岩内郡、古宇郡、積丹郡、古平郡、余市郡、空知郡、夕張郡、樺戸郡、雨竜郡、上川郡(上川総合振興局)のうち東神楽町、上川町、東川町及び美瑛町、勇払郡、網走郡、斜里郡、常呂郡、有珠郡、白老郡 青森県のうち青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、むつ市、つがる市、平川市、東津軽郡、西津軽郡、中津軽郡、南津軽郡、北津軽郡、下北郡 秋田県、山形県 福島県のうち会津若松市、郡山市、白河市、須賀川市、喜多方市、岩瀬郡、南会津郡、耶麻郡、河沼郡、大沼郡、西白河郡 新潟県 富山県のうち魚津市、滑川市、黒部市、下新川郡 石川県のうち輪島市、珠洲市、鳳珠郡 鳥取県のうち米子市、倉吉市、境港市、東伯郡、西伯郡、日野郡 島根県、岡山県、広島県 徳島県のうち美馬市、三好市、美馬郡、三好郡 香川県のうち高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、観音寺市、小豆郡、香川郡、綾歌郡、仲多度郡 愛媛県、高知県 熊本県のうち((三)に掲げる市及び郡を除く) 大分県のうち((三)に掲げる市及び郡を除く) 宮崎県</p>	<p>B</p>	<p>0.85</p>	<p>(二)</p>	<p>北海道のうち札幌市、函館市、小樽市、室蘭市、北見市、夕張市、岩見沢市、網走市、苫小牧市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、三笠市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、富良野市、登別市、恵庭市、伊達市、北広島市、石狩市、北斗市、石狩郡、松前郡、上磯郡、亀田郡、茅部郡、二海郡、山越郡、檜山郡、爾志郡、久遠郡、奥尻郡、瀬棚郡、島牧郡、寿都郡、磯谷郡、虻田郡、岩内郡、古宇郡、積丹郡、古平郡、余市郡、空知郡、夕張郡、樺戸郡、雨竜郡、上川郡(上川総合振興局)のうち東神楽町、上川町、東川町及び美瑛町、勇払郡、網走郡、斜里郡、常呂郡、有珠郡、白老郡 青森県のうち青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、むつ市、つがる市、平川市、東津軽郡、西津軽郡、中津軽郡、南津軽郡、北津軽郡、下北郡 秋田県、山形県 福島県のうち会津若松市、郡山市、白河市、須賀川市、喜多方市、岩瀬郡、南会津郡、耶麻郡、河沼郡、大沼郡、西白河郡 新潟県 富山県のうち魚津市、滑川市、黒部市、下新川郡 石川県のうち輪島市、珠洲市、鳳珠郡 鳥取県のうち米子市、倉吉市、境港市、東伯郡、西伯郡、日野郡 島根県、岡山県、広島県 徳島県のうち美馬市、三好市、美馬郡、三好郡 香川県のうち高松市(旧木田郡のうち牟礼町、庵治町を除く)、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、三豊市、小豆郡、香川郡、綾歌郡、仲多度郡 愛媛県、高知県 熊本県のうち((三)に掲げる市及び郡を除く) 大分県のうち((三)に掲げる市及び郡を除く) 宮崎県</p>
	<p>C</p>	<p>0.7</p>	<p>(三)</p>	<p>北海道のうち旭川市、留萌市、稚内市、紋別市、士別市、名寄市、上川郡(上川総合振興局)のうち鷹栖町、当麻町、比布町、愛別町、和寒町、剣淵町及び下川町、中川郡(上川総合振興局)、増毛郡、留萌郡、苫前郡、天塩郡、宗谷郡、枝幸郡、礼文郡、利尻郡、紋別郡 山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県のうち熊本市(旧飽託群(北部町、河内町、飽田町、天明町)及び旧鹿本郡植木町の区域)、八代市(旧八代郡のうち坂本村、千丁町、鏡町、東陽村、泉村を除く)、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、上天草市、天草市、宇土市、 飽託郡、宇土郡、玉名郡、鹿本郡、葦北郡、天草郡 大分県のうち中津市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、国東市、東国東郡、速見郡 鹿児島県(奄美市及び大島郡を除く) 沖縄県</p>	<p>C</p>	<p>0.7</p>	<p>(三)</p>	<p>北海道のうち旭川市、留萌市、稚内市、紋別市、士別市、名寄市、上川郡(上川総合振興局)のうち鷹栖町、当麻町、比布町、愛別町、和寒町、剣淵町及び下川町、中川郡(上川総合振興局)、増毛郡、留萌郡、苫前郡、天塩郡、宗谷郡、枝幸郡、礼文郡、利尻郡、紋別郡 山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県のうち熊本市(旧飽託郡(北部町、河内町、飽田町、天明町)及び旧鹿本郡植木町の区域)、八代市(旧八代郡のうち坂本村、千丁町、鏡町、東陽村、泉村を除く)、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、上天草市、天草市、宇土市、 宇土郡(三角町、不知火町)の区域)、玉名郡、葦北郡、天草郡 大分県のうち中津市、日田市(旧日田郡(前津江村、中津江村、上津江村、大山町、天瀬町)を除く)、豊後高田市、杵築市、宇佐市、国東市、東国東郡、速見郡 鹿児島県(奄美市及び大島郡を除く) 沖縄県</p>
	<p>1) 本表は、「道路橋示方書・同解説 V耐震設計編」(平成14年3月)によるが、本技術書では市町村合併による名称変更を反映している。</p>				<p>1) 本表は、「道路橋示方書・同解説 V耐震設計編」(平成14年3月)によるが、本技術書では市町村合併による名称変更を反映している。</p>			

・農業農村工学会誌第88巻第2号の巻末に掲載していましたが、編集上の誤りがございました。心よりお詫び申し上げますとともに、改めて正しい内容を掲載いたします。